

後期高齢者医療保険に関するお知らせ

後期高齢者医療被保険者証(保険証)の大きさが変わります。令和2年8月1日から、保険証の大きさがカードサイズに変更になります。

新しいカードサイズの保険証(オレンジ色)は、簡易書留で7月中旬に送付します。有効期限は4年7月31日です。

届きましたら、氏名・生年月日・負担割合(表1)などの記載内容をご確認ください。

現在お使いの保険証(青色)は、8月1日以降に、ご自身で破棄するか、保険年金課後期高齢者医療係に返却してください。(郵送での返却も可)7月中に破棄・返却しないでください。

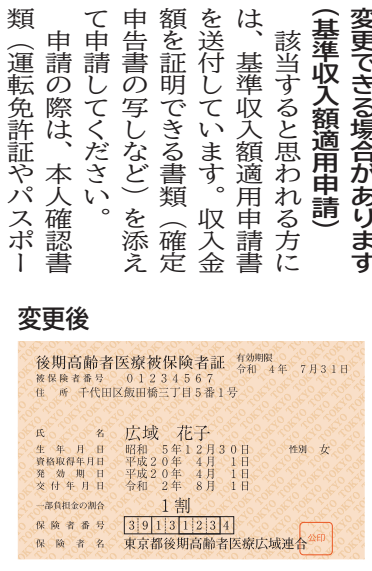
3割負担から1割負担に変更できる場合があります(基準収入額適用申請)

該当すると思われる方には、基準収入額適用申請書を送付しています。収入金額を証明できる書類(確定申告書の写しなど)を添えて申請してください。

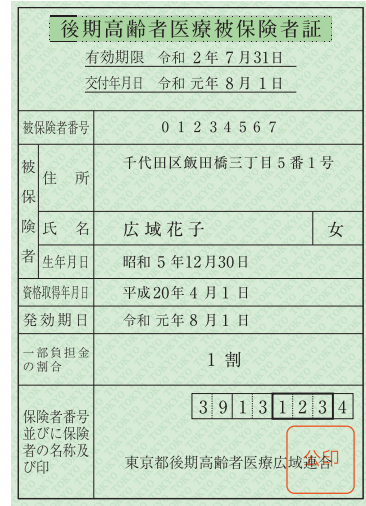
申請の際は、本人確認書類(運転免許証やパスポート、個人番号カード等)とマイナンバー(個人番号)が確認できる書類(通知カードや個人番号カード等)の提示が必要となります。

※収入額が基準額(表2)を超える方は該当しません。また、収支上の損益にかかわらず、確定申告したものはすべて収入額に含まれます。ただし、上場株式等に係る配当所得等および譲渡所得については、個人住民税において申告不要を選択した場合も含めません。

一部負担金の減免について 被保険者や世帯主が火災などの災害により著しい損害を受けたときや、収入が著しく減少したときなど



変更前



変更後

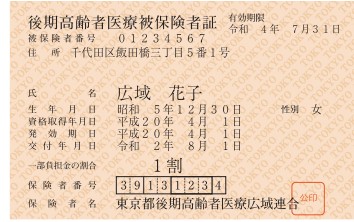


表1

Table with 3 columns: 所得区分, 令和2年度住民税課税所得(平成31年、令和元年中の所得から算出), 自己負担の割合. Rows include 一般 (1割) and 現役並み所得 (3割).

表2

Table with 2 columns: 後期高齢者医療被保険者数, 収入判定基準(平成31年、令和元年中の収入で判定). Rows include 世帯に1人 and 世帯に複数.

一部負担金の支払いが困難な場合、申請により一部負担金が減免となる場合があります。詳しくは、保険年金課後期高齢者医療係へお問い合わせください。

後期高齢者医療保険料額決定通知書を送付します

7月中旬に令和2年度後期高齢者医療保険料額決定通知書をお送りします。支払い金額と納付方法や納付期限などが記載されています。

世帯全員が住民税非課税の申告をしている方で、まだお持ちでない交付を希望する方は、保険年金課後期高齢者医療係へお問い合わせください。

令和2年度保険料について 被保険者の皆さんが病気やケガをしたときの医療費などの支払いにあてるため、医療費の自己負担分(1割または3割)を除いた医療給付費の約1割を保険料として納めていただきます。残りの約5割を公費(国・都・区市町村)、約4割を現役世代からの支援金で負担します。

現在お持ちの限度額認定書の有効期限は、令和2年7月31日となっています。すでに交付されていて、世帯全員が住民税非課税の方には、新しい減額認定証を7月下旬に送付します。

令和2年度保険料の軽減(表2) 均等割額の軽減(表2) 同一世帯の後期高齢者医療制度の被保険者全員と世帯主の「総所得金額等を合計した額」をもとに均等割額を軽減しています。

現在お持ちの限度額認定書の有効期限は、令和2年7月31日となっています。すでに交付されていて、世帯全員が住民税非課税の方には、新しい減額認定証を7月下旬に送付します。

△被扶養者だった方の軽減 後期高齢者医療制度の対象となった日の前日まで会社の健康保険など(国保・国民健康保険を除く)の被扶養者だった方の均等割額は、加入から2年を経過する月まで5割軽減、所得割額は当面の間かかりません。なお、低所得による均等割額の軽減(表2)に該当する場合は、軽減割合の高い方が優先されます。

現在お持ちの限度額認定書の有効期限は、令和2年7月31日となっています。すでに交付されていて、世帯全員が住民税非課税の方には、新しい減額認定証を7月下旬に送付します。

△所得割額の軽減(表3) 被保険者本人の「賦課のものととなる所得金額」をもとに所得割額を軽減しています。

現在お持ちの限度額認定書の有効期限は、令和2年7月31日となっています。すでに交付されていて、世帯全員が住民税非課税の方には、新しい減額認定証を7月下旬に送付します。

△所得割額の軽減(表3) 被保険者本人の「賦課のものととなる所得金額」をもとに所得割額を軽減しています。

現在お持ちの限度額認定書の有効期限は、令和2年7月31日となっています。すでに交付されていて、世帯全員が住民税非課税の方には、新しい減額認定証を7月下旬に送付します。

△所得割額の軽減(表3) 被保険者本人の「賦課のものととなる所得金額」をもとに所得割額を軽減しています。

現在お持ちの限度額認定書の有効期限は、令和2年7月31日となっています。すでに交付されていて、世帯全員が住民税非課税の方には、新しい減額認定証を7月下旬に送付します。

△所得割額の軽減(表3) 被保険者本人の「賦課のものととなる所得金額」をもとに所得割額を軽減しています。

現在お持ちの限度額認定書の有効期限は、令和2年7月31日となっています。すでに交付されていて、世帯全員が住民税非課税の方には、新しい減額認定証を7月下旬に送付します。

△所得割額の軽減(表3) 被保険者本人の「賦課のものととなる所得金額」をもとに所得割額を軽減しています。

現在お持ちの限度額認定書の有効期限は、令和2年7月31日となっています。すでに交付されていて、世帯全員が住民税非課税の方には、新しい減額認定証を7月下旬に送付します。

△所得割額の軽減(表3) 被保険者本人の「賦課のものととなる所得金額」をもとに所得割額を軽減しています。

現在お持ちの限度額認定書の有効期限は、令和2年7月31日となっています。すでに交付されていて、世帯全員が住民税非課税の方には、新しい減額認定証を7月下旬に送付します。

△所得割額の軽減(表3) 被保険者本人の「賦課のものととなる所得金額」をもとに所得割額を軽減しています。

現在お持ちの限度額認定書の有効期限は、令和2年7月31日となっています。すでに交付されていて、世帯全員が住民税非課税の方には、新しい減額認定証を7月下旬に送付します。

△所得割額の軽減(表3) 被保険者本人の「賦課のものととなる所得金額」をもとに所得割額を軽減しています。

現在お持ちの限度額認定書の有効期限は、令和2年7月31日となっています。すでに交付されていて、世帯全員が住民税非課税の方には、新しい減額認定証を7月下旬に送付します。

△所得割額の軽減(表3) 被保険者本人の「賦課のものととなる所得金額」をもとに所得割額を軽減しています。

現在お持ちの限度額認定書の有効期限は、令和2年7月31日となっています。すでに交付されていて、世帯全員が住民税非課税の方には、新しい減額認定証を7月下旬に送付します。

△所得割額の軽減(表3) 被保険者本人の「賦課のものととなる所得金額」をもとに所得割額を軽減しています。

現在お持ちの限度額認定書の有効期限は、令和2年7月31日となっています。すでに交付されていて、世帯全員が住民税非課税の方には、新しい減額認定証を7月下旬に送付します。

△所得割額の軽減(表3) 被保険者本人の「賦課のものととなる所得金額」をもとに所得割額を軽減しています。

現在お持ちの限度額認定書の有効期限は、令和2年7月31日となっています。すでに交付されていて、世帯全員が住民税非課税の方には、新しい減額認定証を7月下旬に送付します。

△所得割額の軽減(表3) 被保険者本人の「賦課のものととなる所得金額」をもとに所得割額を軽減しています。

現在お持ちの限度額認定書の有効期限は、令和2年7月31日となっています。すでに交付されていて、世帯全員が住民税非課税の方には、新しい減額認定証を7月下旬に送付します。

△所得割額の軽減(表3) 被保険者本人の「賦課のものととなる所得金額」をもとに所得割額を軽減しています。

現在お持ちの限度額認定書の有効期限は、令和2年7月31日となっています。すでに交付されていて、世帯全員が住民税非課税の方には、新しい減額認定証を7月下旬に送付します。

△所得割額の軽減(表3) 被保険者本人の「賦課のものととなる所得金額」をもとに所得割額を軽減しています。

問い合わせ 制度について：東京都後期高齢者医療「広域連合お問合せセンター」 ☎0570・086・519 (IP電話、PHSからは ☎03・3222・4496) ☎0570・086・075 ※土・日曜日、祝日を除く 午前9時～午後5時

表1 保険料計算式

均等割額 被保険者1人当たり 44,100円 + 所得割額 賦課のものととなる所得金額(※) × 所得割合8.72% = 保険料額(年額) 100円未満切り捨て(限度額64万円)

※賦課のものととなる所得金額…前年の総所得金額、山林所得金額、株式・長期(短期)譲渡所得金額等の合計から基礎控除額33万円を控除した額(雑損失の繰越控除額は控除しません)

表2 均等割額の軽減

Table with 3 columns: 総所得金額等の合計が下記に該当する世帯, 令和元年度, 令和2年度. Rows show percentage reductions from 8割 to 2割.

▷65歳以上(令和2年1月1日時点)の方の公的年金所得については、その所得からさらに15万円(高齢者特別控除額)を差し引いた額で判定します(この15万円は所得割額の計算では適用されません)▷世帯主が被保険者でない場合でも、世帯主の所得は軽減を判定する対象となります▷世帯主の判定は毎年度4月1日時点で行います。

表3 所得割額の軽減

Table with 2 columns: 賦課のものととなる所得金額, 軽減割合. Rows show 15万円以下 (50%) and 20万円以下 (25%).

とに所得割額を軽減しています。詳細は、保険年金課へお問い合わせください。なお、新型コロナウイルス感染症の影響による保険料の減免については、市ホームページ(記事ID: 22272)をご確認ください。加入から2年を経過する月まで5割軽減、所得割額は当面の間かかりません。なお、低所得による均等割額の軽減(表2)に該当する場合は、軽減割合の高い方が優先されます。